

発議案第 18 号

女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 16 日

八千代市議会議長 塚 本 路 明 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を求める意見書

本年7月、女性皇族が結婚後も皇室に残ることや、戦後間もない1947年に皇籍を離脱した旧11宮家の男系男子が養子として皇室に入ることを認めた改正皇室典範が可決、成立した。

日本国憲法第1条では、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定している。しかしながら、国会の全党・会派が参加する全体会議において、衆参正副議長が取りまとめた皇族数確保に関する「立法府の総意」には13会派のうち7会派しか賛成しておらず、とても「立法府の総意」とは言えない内容で今回の改正が行われたのである。

改正案の可決後に読売新聞が実施した世論調査によると、皇室典範を再び改正して女性の天皇を認めることに「賛成」は85%、「反対」は8%であり、多くの国民は女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を求めている。

皇室典範をめぐっては、2024年に国際連合の女子差別撤廃委員会が日本に対して「男女平等の保証」を求め、女性天皇を認めるよう制度の変更を勧告しており、女性であることのみを理由として皇位継承を認めないことは、法の下での平等に反し、女性差別を助長することにもつながりかねない。

女性・女系天皇に賛成する世論が多数を占める現状を踏まえると、皇位継承資格を男系男子に限定すべきではなく、憲法の条項及びその精神に基づき、国民の総意の下で皇室典範を改正することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、女性・女系天皇を認める皇室典範への再改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様